

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の
中期計画の変更（案）の概要

1 中期計画の変更について

(1) 変更の理由

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）に対する中期目標における「施設・設備に関する計画」の指示（施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。）を達成するため、平成22年度予算において、診療所用自家発電の設置、耐震診断調査費、寮舎等空調・給湯設備改修工事に係る予算が計上されたことに伴い、中期計画を変更する必要が生じたものである。

(参 考)

（所 管）厚生労働省 一般会計

（組織）厚生労働本省

（項）独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費

（目）独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金
当初予算額(案) 291,200千円

(2) 変更の内容

「第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」のうち、「2 施設・整備に関する計画」、「第3 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」のうち、「1 予算」、「3 資金計画」の別紙1及び3を変更する。

(3) 参考（中期計画変更の手続き）

- ① のぞみの園から厚生労働大臣への中期計画変更の認可申請（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第149号）第2条第2項）
- ② 厚生労働大臣は、中期計画変更の認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聴く（通則法第30条第3項）
- ③ 厚生労働大臣から財務大臣への協議（通則法第67条第2号）
- ④ 厚生労働大臣による認可（通則法第30条第1項）、のぞみの園による公表（同条第5項）